

川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例案の概要について

1 条例の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）による「水道法」の一部改正（平成23年8月30日公布）に伴い、これまでは政令で定めることとされていた

①布設工事監督者の配置基準及び資格基準

②水道技術管理者の資格基準

について、それぞれ政令（水道法施行令（昭和32年政令第336号））で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

これを受けて、川辺町における水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を新たに規定するため、条例を制定するものです。

2 第2次一括法における水道法の改正内容（H23. 8. 30公布、H24. 4. 1施行）（抜粋）

改正後	改正前
（技術者による布設工事の監督） 第12条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。	（技術者による布設工事の監督） 第12条 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。
（水道技術管理者） 第19条 （略） 2 （略） 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。	（水道技術管理者） 第19条 （略） 2 （略） 3 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

3 条例の内容

現在、町が設置している水道施設については、全国的に見ても特殊なものではなく、国が全国一律で定めている基準と同程度の知識と経験がある「水道工事監督者」及び「水道技術管理者」であれば問題ないと考えております。

また、「布設工事監督者」が必要な工事については、県営水道を100%受水し町内全域に給水していることから、取水施設や浄水施設等については条例化をせず、配水施設について基準を設けるものです。

条 例 の 概 要	
布設工事監督者を配置する工事	1 1日最大給水量の変更に係る工事 2 消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事
布設工事監督者の資格	1 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 2 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 3 短期大学又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 4 高等学校又は中等教育学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 5 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 6 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
水道技術管理者の資格	1 水道の布設工事監督者の資格を有する者 2 大学等で土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学卒業者については4年以上、短期大学・高等専門学校の卒業者については6年以上、高等学校・中等教育学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 3 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 4 厚生労働省令の定めるところにより、2、3に掲げる者と同等程度の技能を有すると認められる者

4 条例施行日

平成25年4月1日施行予定

川辺町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる工事とする。

- (1) 1日最大給水量の変更に係る工事
- (2) 消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。